

# 募 集 要 項

## 1.助成対象となる事業

①多世代が参与し、高齢層から若年層への伝承が含まれる天然資源及び文化的資産の保全・活用を通じ、当該地域のコミュニティの発展に寄与する継続的事業

- 例) ・ 地場の自然保護活動、周辺地域の活性化活動  
・ 学校法人が課外活動として行う地域交流活動・地域調査活動（域学連携）など  
・ 地域循環圏の活用、広域連携活動

②地域に根ざした未利用エネルギーの有効活用、もしくは農と食のイノベーションと地域力アップに繋がる事業

- 例) ・ 農村部に於いて再生可能なエネルギー資源活用を図り、地域プロジェクトとして新しい農業と地産食料加工の取り組み  
・ 地域のイベントを通じた食と地域振興を結び付けたプロジェクト  
・ SDGs（持続可能な開発目標）への取り組み

## 2.申請期間

Web 申請のみ：2019年8月1日～2019年8月31日 17：00まで登録完了してください。

## 3.申請方法

インターネット回線を利用し、当財団ホームページの「助成事業登録フォーム」に必要事項及び申請内容の概略を記入した上、下記書類と共に送信してください。

- ① 申請書 （当財団ホームページ上から書式をダウンロードし、PDFに変換してください。）
- ② 事業計画書 ※2019年度
- ③ 予算書 ※2019年度
- ④ 決算報告書 ※2018年度（設立初年度の団体は不要）
- ⑤ 事業報告書 ※2018年度（設立初年度の団体は不要、ただし、実績報告の書面を提出してください。）

## 4.助成金額

助成対象①および②：500万円（1件あたり50万円～限度額100万円）

## 5.助成期間

助成金交付日～2020年12月31日 支払等、全ての手続きを完了してください。

## 6.申請資格

NPO法人等の非営利団体、学校法人

## 7.助成対象となる費用

当財団の助成金は、申請する事業の遂行に必要な不可欠な費用に対してのみ使用してください。

詳細については、「助成金取扱規則」を参照してください。（別表1に該当する費用の申請は、選考の対象外とします）

## 8.助成対象者の義務等

(1).助成金取扱規則の遵守（※必須）

(2).事業成果報告書及び収支報告書の提出（※必須）

「助成事業ページ」内の様式に従い、必要事項を必ず記入の上、PDFへ変換して提出してください。

収支報告書には、領収書を必ず添付してください（料金振込をもって受領等の契約がある場合に関しても、領収書を取得してください）。

・提出期間

2021年1月1日～2021年1月20日 17:00までに完了してください。

(3).成果物等の提出（※該当する場合）

実施した事業の成果物（当財団への報告書とは別に独自で作成した会誌・報告書等）がある場合には、これを提出してください。

なお、当財団からの助成金を受けて実施した事業においては、その旨を明記してください。

(4).助成事業報告会への出席（※当財団からの打診があった場合）

助成事業報告会（2021年5月頃、東京都内）への出席。

（なお、指定する会場への旅費（交通費・宿泊費、但し日当は除く）往復分に関しては、当財団が負担します。）

(5).訪問受入（※当財団からの打診があった場合）

当財団の今後の助成事業発展のため、貴団体を訪問させていただく場合には、これの受け入れ。

- ※1 (2)の事業成果報告書（収支報告は除く）、(4)事業報告会での様子及び(5)の訪問結果は、当財団のホームページで公開します。
- なお、(3)で提出頂いた成果物等についても当財団ホームページで公開させていただく予定ですが、個人情報等の問題がある場合には、申し出により公開を差し控えます。
- ※2 未使用の助成金がある場合や、事前の届け出無しに申請時の用途と大きく異なる支出を行った場合、報告書の提出義務等に違反した場合には、助成金の一部、または全額返還を求めることがあります。
- 申請に際しては、「助成金取扱規則」を熟読の上、助成金受領後も同規則を遵守してください。**

## 9.選考手続

- 募集 : 2019年8月1日～2019年8月31日 17:00まで（Web申請のみとします）
- 選考 : 2019年10月中
- ※地域振興助成選考委員会が「地域振興助成申請書」に基づいて審査、選考します。
- 承認 : 2019年12月中の理事会
- 交付 : 理事会の承認後、速やかに行います。

## 10.その他

- 申請内容に変更があった場合は、助成事業ページから登録データを修正してください。
- なお、採否の理由についてのご照会には回答いたしかねるので、この旨了承願います。

以上